

## 農地保有合理化支援資金（継続）

【平成20年度概算決定額：120,000（200,000）千円】

### 対策のポイント

農地の信託を活用して離農する農家等の農地を担い手に継承します。また、農業生産法人への農地の現物出資と金銭出資を行うことにより、自己資本の充実と経営規模の拡大を支援します。

#### （農地の信託とは）

農地の信託とは、担い手の育成と農地の流動化を推進するため、委託者（農地所有者）が財産（農地等）の所有権を受託者（農地保有合理化法人）に移転し、移転を受けた受託者がその財産を管理、運用又は処分（売渡等）することをいいます。信託された財産は担い手へ売り渡すこととなります。

### 政策目標

	担い手が経営する農地面積割合	
〈平成17年〉	→	〈農業構造の展望（平成27年）〉
約4割		7～8割程度

#### <内容>

担い手の育成と農地集積を推進するため、効率的な農業生産を行う農業生産法人の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るとともに、離農する農家等が所有する優良農地等の担い手への円滑な継承を支援します。

#### （1） 農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号）

農地保有合理化法人は、一定の要件（農業経営改善計画の認定等）を満たす農業生産法人に対して、以下の出資を行います。

- ① 離農農家、規模縮小農家等から買い入れた農地の現物出資
- ② ①の現物出資と併せた金銭出資
- ③ 離農農家、規模縮小農家等から買い入れ（借り入れ）た農地の売渡し（貸付け）と併せた金銭出資

#### （2） 農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号）

農地保有合理化法人は、離農農家、規模縮小農家から農地の信託を受け、当該農地を担い手へ売り渡します。売渡しまでに相当の期間が必要なため、それまでの間、農地信託の委託者（離農農家、規模縮小農家）に対して当該農地の評価額の7割以内の資金を無利子で貸し付けます。

【補助（負担）率：2／3（貸付金）】

【事業実施主体：農地保有合理化法人】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]